

福島大学学術振興基金規則

平成11年12月1日

改正 平成12年3月31日

平成16年4月1日

平成16年9月21日

平成18年3月7日

平成20年3月4日

平成22年3月16日

平成26年9月16日

平成30年3月20日

平成31年3月19日

(趣旨)

第1条 この規則は、福島大学(以下「本学」という。)に設けられた福島大学学術振興基金(学術の振興に寄与するための基金として寄附を受けた資金で学長が指定したものをいう。以下「基金」という。)に関し必要な事項を定める。

(基金の目的)

第2条 基金は、本学における学術振興の一層の進展を図り、学術の振興に資することを目的とする。

(基金の構成)

第3条 基金は、次の各号に掲げる資金をもって充て、寄附金として管理する。

- 一 福島大学学術振興事業推進後援会から寄附された資金
- 二 基金設立後、寄附された資金
- 三 前各号に規定する資金から生ずる果実

(事業内容)

第4条 第2条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 研究協力に関する事業
- 二 その他研究・教育に関する学術振興事業

(事業年度)

第5条 この基金による事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(管理運用)

第6条 第4条に規定する事業の実施、管理運用に関することは、国立大学法人福島大学研究推進機構会議において審議する。

(事務)

第7条 この基金に関する事務は、研究振興課において処理する。

(他規程の適用)

第8条 基金の取扱いに関し、この規則に定めのない事項については、福島大学奨学寄附金取扱規程(以下「奨学寄附金取扱規程」という。)の定めるところによる。この場合において、奨学寄附金取扱規程第4条第1号及び第2号、第6条、第7条、第10条但書、並びに第11条の規定は適用せず、第9条に規定する収納の報告については、3月ごとに行うものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。